

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の見直しについて

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を拝見し、私の思うところを送付させていただきます。

今後の検討の際に、お役立ていただけましたら幸いです。

・ 総論

推進計画の全体については、概ね賛成できる内容にまとまっているとの印象を受けました。ただし、個別の政策においては、中には真に「知財立国」に資するとは到底考えられないものもありますので、それについては各論にて述べさせていただきます。

また、この推進計画とは別に、知的財産戦略本部の公開された議事録を随時拝見させていただいておりましたが、特に推進事務局のあり方について、事務局の本来果たすべき責務を忘れ、何らかの政治的な意図を持って独善的に動いてしまっている部分が多々あるのではないかと疑問に感じております。

「全会一致で可決となりそうな場合は議案の問題点をまだ発見できていないと判断して否決する」というのがユダヤ人社会の伝統的な知恵であると聞きますが、知的財産戦略本部の会議においても、一部の政治的意図を持った集団の意向を反映した「結論ありき」な形式的・手続的会議にならないよう、何のために各界を代表される諸先生方の貴重なお時間を拝借しているのかを考え、推進事務局のあり方を含めて議事進行を見直すべきであると考えます。

政治的意図を持った利益誘導のためではなく、真に「知財立国」を目指しての会議であれば、上記「ユダヤ人の知恵」からおわかりいただけますように、議案に何らかの問題点を早期発見できたことは大変喜ばしいことのはずであります。即ち「重大な決意を持って」問題点を指摘された中山本部員のご意見を政府関係者は重く受け止めるべきであり、事務局や内閣が政治的意図を持って問題点を指摘する発言の機会を奪おうとするなど民主主義国家においては恥ずべきことと考えます。

推進計画にもあるとおり改革を迅速に行うことはもちろん大切であります。急ぐために議案の問題点を放置しあるいは先送りにするのであれば本末転倒であり、問題点の抽出

と解決にかかる時間ははよりよい制度づくりのために必要な時間であると認識すべきであります。

・ 各論

・ 第2章 2 . 大学における知的財産活動について

大学における知的財産の活用とそのための基盤整備については、概ね賛成いたします。大学に眠ってしまうことの多い研究成果を社会に役立て、あるいは研究者を社会に役立つ研究へ誘導していくことは今後必要なことであると考えます。

しかしそのために、研究者個人への特許実施料還元といった方法での研究者の処遇を考えることは、過渡的にはやむを得ないことかもしれませんが、長い目で見れば問題が多いと考えます。

経済産業省の試算では約5年先の研究開発を行うのが最も経済的であると聞きましたが、実際例えば50年先の研究開発をしても経済的なメリットに繋がらないという部分はあるかと思えます。しかし経済的なメリットが薄いのを承知で50年先の研究開発をするのも誰かがやらなければならないことであり、これは大学の重要な社会的役割ではないかと思えます。実施料還元によって相対的に基礎研究の研究者が冷遇されることになり、研究者が5年先の研究開発のみに集中することになれば、50年先の研究の積み重ねあつての5年先の研究でありますので、これは持続的な発展が不可能なモデルとなり、むしろ科学技術力の低下を招くのではないかと危惧しております。大学においては知的財産活用を促す一方で、基礎研究は特許実施料にこだわらず機関たる大学がその権限と責任において評価して研究者にインセンティブを与え、それで大学全体として収支がつりあうくらいの状態が、持続的な発展が可能なモデルとして理想的であり、政策としてもそのような方向をめざすべきではないかと思えます。

・ 第2章 3 . 職務発明規定について

現行の規定に従って特許実施料を還元するというやり方を国家が企業に強制することは、企業が各個人の役割分担によって成り立っているという実情をまったく無視しており、仮に研究開発のみを考えても大学の場合と同様に持続的な発展が可能なモデルの構築を阻害す

るものであり、問題が多いと考えます。今回の改正で司法においてどのような扱いに変わるか、判例の蓄積を待つべきかもしれませんが、司法の場で発明の対価を争う余地が残されている以上、本質的には変わっていないとも考えられます。

本来こういった問題は特許制度の中で国家が介入する性質の問題ではなく、基本的には雇用契約前に労働条件のひとつとして提示されなければ、発明後の発明者と企業とのトラブルの発生は防げないものであり、特許法では一定の条件下で法人発明を認め、一方発明者の利益に関してはあくまで労働法上の問題として処理されるべきであると考えます。

・ 第4章 2.(1)レコード輸入権について

この件に関する著作権法の改正案が国会に提出されていますが、正直に申し上げてこのレコード輸入権問題ほど、国民の「知財立国」のイメージダウンに貢献したものはないのではないかと考えております。すでにライセンス済みのレコードについて規制を加えることは、知的財産の保護でもなんでもない単なる音楽業界保護であり、自由貿易を掲げるWTOの基本的な精神に反するばかりでなく、著作権においては世界的に主流の考え方となっている「国際消尽」に反して、「権利の二重取り」をわざわざベルヌ条約の「内国民待遇」の原則を無視した立法をしてまでも認めようとしていることとなります。

ましてこの「音楽業界保護法案」の弊害で輸入盤レコードも影響を受けるとの政府答弁がございましたので、とても国民の大多数を占める消費者の理解を得られるものでなく、「知財立国」のスローガンに沿うかのような理屈でこのような筋の通らない法案を提出されることは、私のように「知財立国」支持を掲げる者にとってもその主張をすること自体が憚られるくらいで、大変迷惑しております。「知財立国」だから知財保護強化に絡めそうなら何をしてしても良い、といった誤った認識を改め、このような国民を敵に回すがごとき法案は一刻も早く廃案にさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

・ 第4章 2.(2)技術的保護手段等の回避に関する規制について

これらの規定については、アメリカ著作権法の行き過ぎた規制が、いわゆる「リバースエンジニアリング」の妨害のために、あるいは大手メーカーがその強い立場を利用して中小メーカーをアフター市場から締め出すために、様々な場面で悪用され、アメリカでも産業の発展を阻害しかねない大変な社会問題となっていることは、よくご存知のことと思います。日本においてはアメリカの社会問題まで輸入しないよう、独占禁止法制との整合性も視野に入れて、慎重な立法と運用への配慮がなされるべきであると考えます。

・まとめ

私はまだ 20 代の若輩者であり、非才の上に知識も経験も少なく、本来諸先生方に意見など恐れ多いことですが、人生の先が長いであろうという点においては、この国の将来には大きな責任を負っているものと自負しております。私が一連の制度改革の動きを拝見して感じますのは、あまりにも社会全体のバランスを無視し、知的財産以外の国民の利益を無視しているのではないかと、ということでございます。

私は今回の制度改革は 50 年に 1 度の大改革と期待しておりますが、同時に新制度はこれからの 50 年に耐えうるベースとなるものでなければならない、しかしむやみな知財保護強化に突っ走るあまりにそれに伴う弊害を問題点として抽出しきれていない現状では、世論はやがてアメリカのようにアンチ・パテントに走り、「知財立国」も一過性のブームに終わることになるのではないかと、大変強い危機感を持っております。

これからのわが国は産業構造を変革して知的財産を重視する方向にシフトせざるを得ないと信じておりますが、仮に今回の制度改革がその弊害を解消できなかったことによって国民の怨嗟的となり失敗に終われば、学習能力の高いわが国の国民は以降二度と「知財立国」への道を選択することはないでしょう。即ちわが国が将来進むべき重要なひとつの方向性を、目先の利益にとらわれた無責任な制度改革によって、自らの手で閉ざしてしまうことになるのではないのでしょうか。

お願いです。私たちの未来を奪わないでください。

2004.05.07

From marines